

令和6年度 西宮市立中央体育館屋内壁面広告募集要項

西宮市が推進している広告事業の1つとして、西宮市立中央体育館屋内壁面の広告事業者（広告主）を募集します。本市では、行政サービス提供のために施設等に広告を掲出することにより、新たな財源を確保し、それによって得た収入を市の行う事業に充当することで、市民サービスの向上を図ることを目的とします。

この要項は、西宮市立中央体育館屋内壁面の広告事業者を募集するにあたり、必要な事項を定めるものです。

1. 広告掲出場所の概要

対象施設名称	西宮市立中央体育館
所在地	西宮市河原町1番16号
施設の設置目的	スポーツ及びレクリエーションの推進を図り、市民の心身の健全な発達を促進することを目的とする。
施設の特徴	各種競技団体主催の大会、市民体育大会などの開催も盛んであり、市の基幹的なスポーツ施設として重要な役割を果たしています。
施設の開館時間	午前9時～午後9時
休館日（令和5年度予定）	毎月第4月曜日、年末年始等 ※他に臨時メンテナンス日あり。
年間利用者数	83,397人（体育館アリーナ令和5年度実績）
稼働率	82.9%（体育館アリーナ令和5年度実績）
担当課	産業文化局 文化スポーツ部 文化スポーツ課

2. 広告媒体の仕様・規格

	体育館アリーナ（2カ所）
掲出位置	【A枠】南東側 【B枠】南西側
掲出物形態	紙、プラスチック、アルミ合板等軽量なもの
期間	令和6（2024）年8月1日～令和7（2025）年3月31日 任意の月（1ヶ月単位）で、年度内に限り複数月掲載可能 ※掲出開始日については、応募者と市との協議により決定します。
注意事項	<ul style="list-style-type: none">・事前に掲出物が実際に設置できることを確認してから申込みしてください。・掲出物自体の大きさや太陽光や照明光による光の乱反射等が、競技及び周囲に支障を及ぼすことのないような仕上げにしてください。・掲出物は、落下防止対策を施した上で、壁面に直接設置してください。なお、設置及び撤去等にかかる一切の費用は広告事業者負担とします。・広告掲出期間終了後に現状復帰ができる形態のものに限ります。・広告設置工事の期間は、広告掲出期間に含むものとします。設置工事日については、中央体育館の利用状況をふまえて調整します。なお、広告掲出期間終了後は、すみやかに撤去してください。・広告掲出箇所に、次の文章を表記してください。 「本広告に関する一切の責任は広告主に帰属します。また、西宮市が推奨するものではありません。」

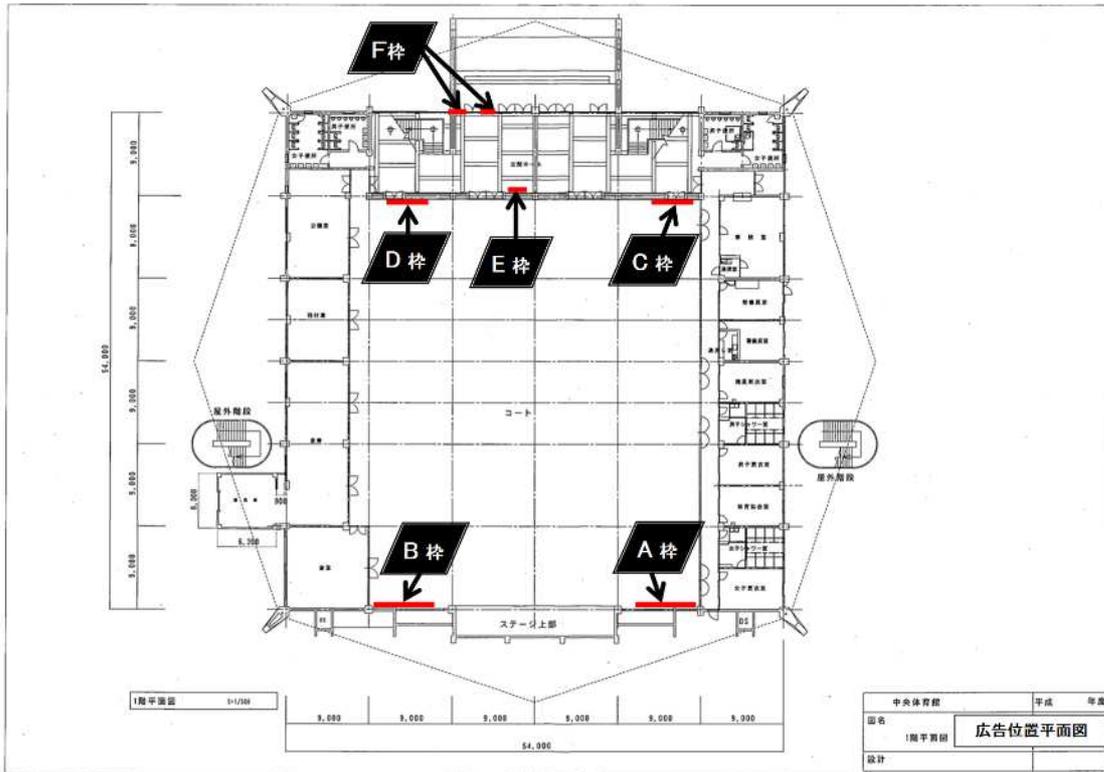
3. 広告媒体の掲出場所

(1) 掲出位置イメージ

- ・体育館アリーナ内ステージサイド・・・【A枠】【B枠】



(2) 広告位置平面概略図



4. 広告料

本市が指定する最低広告料以上で、先着順で掲載枠を決定します。

広告掲載期間は任意の月（1ヶ月単位）となり、納付金額は月額×掲載期間（前納）となります。

詳細は次のとおりです。

枠	広告掲出場所	広告面積	最低広告料 (税込：税率10%) (注1)
A	ステージサイド南東側	横 6.5m×縦 2.5m	10,000 円／月
B	ステージサイド南西側	横 6.5m×縦 2.5m	10,000 円／月

(注1) 広告料には、行政財産目的外使用料（1㎡あたり 356 円／月）を含んでおります。

5. 掲出できない広告

西宮市広告掲載要綱第2条及び西宮市広告掲載基準第4条から第6条・第8条に該当する広告は掲出できません。(別紙参照)

6. 応募資格要件

次の要件をすべて満たす事業者が応募することができます。

- (1) 協定を締結する能力を有しないもの又は破産者で復権を得ないものでないこと。
- (2) 国税及び市税の未納がないこと。
- (3) 西宮市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者、その他反社会的団体及び特殊結社などの構成員ではないこと。
- (4) 広告掲出に関して、市の指示に従うことができること。

7. 申込方法等

(1) 募集期間

令和6(2024)年7月1日(月)～令和7(2025)年1月31日(金)【随時受付】までに末尾の申込先へ持参、郵送またはメール送信してください。

・持参の場合は、午前9時から午後5時まで(土日祝日及び月曜から金曜の午前12時から午後1時を除く)の間にお持ちください。

・郵送の場合は、令和7(2025)年1月31日(金)午後5時までの必着とし、申込者にて到着確認をしてください(書留郵便を利用するなどしてください)。

・メールの場合は、申込者にて受信確認をしてください。

(2) 必要書類(募集枠A・Bごとにお申込みください。)

ア 広告掲出申込書

イ 西宮市暴力団の排除の推進に関する条例に伴う誓約書(必要事項を記入し、**押印**してください。)

※メール申込の場合の提出は写しで結構です。広告掲出決定時に原本を提出していただきます。

ウ 広告掲出案(仕様、寸法、デザイン等がわかるものであれば様式を問いません)

(3) 質問及び回答

受付期間中、随時担当課までお問い合わせください。※回答は随時HPへ掲載予定です。

(4) 現地見学

設置場所について、広告掲出物が実際に設置できるかどうかの確認などのため、事前に現地を確認することは可能です。ただし、アリーナ使用時は確認できない場合がありますので、あらかじめ担当課まで問い合わせてください。

8. 広告掲出予定事業者の決定方法

市で広告掲出の内容について、受付順により審査し決定します。

9. 結果通知及び決定通知

広告掲出の可否を決定したときは、その可否にかかわらず結果を申込者に通知します。

広告掲出可の決定を受けた者(広告掲出予定事業者)は、速やかに所管課担当者と広告内容及び掲出日について詳細な協議を行ってください。

広告料は、広告掲出決定後、市の指定する期日(原則、前納)に、一括で納入してください。

10. 損害賠償

(1) 広告事業者は、使用にあたり本市又は第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任でその損害を賠償することとします。

(2) 施設維持管理上必要な工事や自然災害・感染症対策等のための臨時休館により広告事業者が損害を生じた場合、本市は一切の補償をしません。

11. 広告掲出の取消

下記に掲げる場合、広告掲出を取り消すことがあります。

(1) 指定する期日までに広告料の納付がない場合

(2) 広告掲出場所を市の上承なく無断で第三者に譲渡又は転貸した場合

(3) 虚偽等不正な手段で広告事業者となった場合、又は広告掲出条件に違反した場合

(4) 広告の内容等の変更で広告事業者が応じない場合

(5) 本市の名誉、又は信用を失墜し、業務を妨害し、もしくは事務を停滞させるような行為があった

場合

- (6) 倒産、破産等により広告を掲出する必要がなくなった場合、又は広告事業者・広告主がその社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こした場合
- (7) その他市長が広告掲出に支障があると認めたとき

12. 広告事業者の責務

- (1) 広告事業者は、広告の内容に関する一切の責任を負うものとします。
- (2) 第三者から、掲出された広告に関連して損害を被った旨の請求がなされた場合は、広告事業者の責任及び負担において解決するものとします。

<申込・お問い合わせ先>

〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号(本庁舎8階)
西宮市産業文化局文化スポーツ部 文化スポーツ課
電話：0798-35-3567
e-mail：vo_k_shatai@nishi.or.jp